

京都市告示第379号

告示の一部を次のように改めます。

令和8年9月30日

京都市長 松井 孝治

- 1 平成30年9月28日京都市告示第313号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市中京区壬生辻町11番地	京都市中京区壬生辻町11番地の3

- 2 令和7年12月26日京都市告示第577号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
東山区下河原安井表門前東入月見町24番地	東山区下河原安井表門前東入月見町19番地及び24番地

- 3 令和2年11月18日京都市告示第426号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市中京区新町通六角下る六角町351番地	重要京町家の解体により所在地を削除

- 4 令和3年3月31日京都市告示第668号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市下京区不明門通五条上る玉屋町524番地	重要京町家の解体により所在地を削除

- 5 令和4年1月28日京都市告示第549号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市上京区五辻通千本東入西五辻東町 73番地	重要京町家の滅失により所在地を削除

- 6 令和5年3月24日京都市告示第717号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市上京区笹屋町通千本東入笹屋町三 丁目607番地	重要京町家の解体により所在地を削除
京都市中京区壬生松原町9番地の1	重要京町家の解体により所在地を削除

- 7 令和6年3月25日京都市告示第682号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市伏見区淀美豆町176番地、180 番地及び767番地	重要京町家の解体により所在地を削除

（都市計画局まち再生・創造推進室）